

令和元年度 第2回 大阪府立労働センター指定管理者評価委員会 議事録

日 時 令和元年12月11日(水曜日) 13:00 ~

場 所 エル・おおさか(大阪府立労働センター)南館 4 階 会議室 B

(事務局)

定刻となりましたので、ただ今より「令和元年度第2回大阪府立労働センター指定管理者評価委員会」を開会いたします。

最初に、配布資料の確認をさせていただきます。【配布資料の確認】

本日は、選定委員 5 名の出席を戴いております。

「大阪府立労働センター指定管理者評価委員会規則」第 4 条の規定により、本委員会が有効に成立しておりますことを報告させていただきます。

会議の公開につきましては、前回第1回委員会におきまして、「原則公開」と決定されておりますので、第2回委員会も引き続き公開と致します。

なお、公開に当たっては、府民に会議開催について知る機会を与え、傍聴の便宜を図るという観点から、事前に大阪府のHPにて会議開催の周知をしております。

本日は、1名が傍聴されております。

また、後日公開する議事録要旨について正確を期すために、本委員会を録音させていただきます。こちらにつきましても前回委員会で同意をいただいておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、開会にあたりまして、大阪府 商工労働部 雇用推進室 労政課 労政・労働福祉グループ課長補佐 より、ご挨拶申し上げます。

【課長補佐より開会挨拶】

(事務局)

それでは、これよりの議事進行は委員長にお願いしたいと思います。

委員長、よろしく、お願いします。

(委員長)

それでは次第に従って進めてまいります。事務局より、まずは【議題1】について説明をお願いします。項目ごとに、事務局からの説明を受けて、議論に入りたいと思います。では、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、資料3の評価票に従って、項目ごとに進めて参りたいと思います。その中で利用者満足度調査についてもご説明させていただきます。

この評価表ですが、本日、委員の皆様からご指摘・ご提言をいただいて完成させます。

これを基に、次年度以降の事業計画等に反映させるための「改善のための対応方針」を府として作成することとしております。

それでは、項目ごとに、指定管理者の自己評価、大阪府の行政評価を説明させていただいた上で、皆様にご意見を伺い、ご指摘・ご提言をお願いしたいと思います。

評価項目、評価基準につきましては、第1回の評価委員会を経て決定したものです。評価欄のアルファベットは、S、A、B、Cの4段階評価です。Sは優良、Aは良好、Bはほぼ良好、Cは要改善とされるものです。

指定管理者の自己評価欄では、前期指定管理期間からの実施事業についても記載されておりますので、本日は今期、新たに実施した項目を中心に説明させていただきますので、ご了承願います。

各項目の議論の後に、指定管理者からの自己評価、大阪府の行政評価を含め、評価票全体としてのご指摘、ご提言がありましたら、お願いいたします。

それでは、まず「I 提案の履行状況に関する項目」について説明します。

【資料3 令和元年度指定管理運営業務評価票《事務局案》「I 提案の履行状況に関する項目」の説明】

指定管理者の自己評価内容、施設所管課の評価内容につきまして、ご指摘、ご提言、助言をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

(委員長)

Iの内容について、委員の皆様、ご意見などはありますでしょうか？

(委員)

“(6) 府施策との整合”について、施設所管課としての評価を「C」としているが、コメントの中では評価している内容のコメントもある。C評価の理由は？

(事務局)

事業共同体のうち、大阪労働協会と大林ファシリティーズは障がい者法定雇用率を達成しているが、コングレが法定雇用率を下回ったためC評価とした。令和2年4月までに法定雇用率の達成を目指すという方向性が示されているので、総合的にみてBでもよいのでは？という府内部の議論もあったが、一方で、応募の時点で未達成であり、そのときから1年経っても改善がなされていないということでC評価とした。

(委員)

コメントのところに「なぜC評価なのか」を記述したほうがよいと思う。

(委員)

コングレは達成に向け、どのような対策を考えているのか？

(事務局)

令和2年1月から順次障がい者雇用を行い、4月までに5名の雇用を目指す、としている。

(委員)

実行できるように努力いただきたい。

(委員)

指定管理者選定の際も、法定雇用率は達成されていなかった。今現在も未達成。雇用に向けた取り組みが遅い。C評価は適切。

(委員)

では、Cは妥当ということ。

(委員)

施設利用率について、平成30年度実績が、会議室55.0%、エル・シアター50.8%。令和元年度の目標値が会議室60.0%、エル・シアター50.0%と決して高くない値でありながら令和元年9月現在の実績が会議室56.0%、エル・シアター49.0%と目標値を下回っている。営業をしっかりするといいつながら、数値は出ていない。

このまま同じような数値で数字が伸びないまま推移するのはよろしくないと思う。労政課の評価をお聞きしたい。

(事務局)

新たな指定管理期間となって半年が経過した数値。労政課としては、もう少し様子を見た上で判断したい。

(委員)

施設利用率の記載がある「(3) 利用者の増加を図るための具体的手法・効果」について、労政課はA評価をつけている。今後どのようなことを期待し、この評価をつけたのか。

(事務局)

まず、新たに指定管理の事業体に参加したコングレに期待するのは営業活動や館内案内などの接遇面。また、今後求めることとしては、近隣の貸会議室等の施設と対比し、アピールできるものを見いだしていただきたい。

(委員)

まずは施設の整備を行い、続いて営業も力を入れていく、とのことでA評価をつけておられると思う。指定管理者もまだ他施設に比べてエル・おおさかの優位点に気づいていないことがあるかも

しれないので、大阪府からアドバイスをさせていただき、利用率の向上に向けていただきたい。

(委員)

今年度新たに行った施策についての記述があるが、まだ半年を経過したばかりなので結果を求めるのは難しいかもしれないが、新たに始めことについて0から1になったことを評価するのであれば、今後は1から2になることについて見ていくのかな、と思う。

また、事業実施を行った場合、例えば「昨年は〇〇名参加、今年度は△△名参加」との記載したほうが評価しやすいのでは。

個人情報適正管理研修を行ったとのことだが、研修を受講しただけではなく、実際の管理体制についても指定管理者に求めていただきたい。

(委員)

指定管理者の方には、リスク管理はしっかりとさせていただきたい。

(委員長)

次に、Ⅱの説明をお願いします。

(事務局)

それでは、「Ⅱ さらなるサービスの向上に関する事項」について説明します。

【資料3 令和元年度指定管理運営業務評価票《事務局案》「Ⅱ さらなるサービスの向上に関する事項」の説明】

指定管理者の自己評価内容、施設所管課の評価内容、利用者満足度調査につきまして、ご指摘、ご提言、助言をいただきますよう、よろしく申し上げます。

(委員長)

Ⅱについて、委員の皆様、ご意見などがありますでしょうか？アンケート結果について、ご不明な点などがありますでしょうか？

(委員)

利用料金を変えるのは大阪府？指定管理者？

(事務局)

大阪府立労働センター条例第12条に基づき、指定管理者が、同条例別表第1で定められている額の範囲内で、知事の承認を受け、定めている。

(委員)

キャンセル料は？

(事務局)

大阪府立労働センター条例施行規則第 10 条に基づき、指定管理者が定めている。

(委員)

アンケート調査において、「キャンセル規定が厳しい」との回答があった。収益のこともあるので、すべての利用とまでは言わないが、目的利用促進という意味で、目的利用のみキャンセル規定を緩めることについて検討いただければどうかと思う。

また、「ごみの回収をしてほしい」との意見があった。確かに電車で段ボールをもって帰るのは大変。回収してもいいのかな、と思う。

高い満足度ではあるが、反面、「対応の質が悪くなった」との意見もある。個人的な意見なのかはわからないが、コングレにフィードバックいただき、改善を求めた上で A 評価をつけられたほうがよいと思う。

(委員)

利用料金と利用率を上げるのは二律背反。キャンセル料は結構意見がある。また冷暖房料金の徴収についても意見がある。考慮できるものであれば考えていただきたい。利用者は価格に対するメリットを感じていないと思う。類似施設があれば相場感が生まれ、割高と思われてしまうと利用率が下がる。価格の議論が難しいのであればサービスのところで改善をされると「便利になった」と思ってもらえるかもしれない。

(事務局)

冷暖房料金については、大阪府立労働センター条例別表第 1 で冷暖房料の定めがある。

(委員)

アンケート結果の中で、「当館に限らず、あなたが施設を予約(利用)する際に、最も重視する項目は？」との質問がある。この項目の選択肢に「施設までのアクセス」や「会議室の広さと定員」などがあり、これがエルおおさかの「売り」になっていると思ってよいのか？

(事務局)

このアンケートは、利用者が、エルを含む様々な施設を利用する際に重視する項目を質問したもの。アンケート結果では、「施設までのアクセスを重視する」回答率が高くなっている。エル・おおさかは天満橋や北浜から近く、他施設から見て優位点ではないかと考えている。

(委員)

そうしたことを、利用者増につなげるということか。

(事務局)

具体的な例として、今年度京阪天満橋駅総合案内のタッチ式デジタルサイネージにエル・おおさかを掲載している。

(委員)

外部委員会からのコメントに「利用者アンケート調査を行い、広報の効果が表れているのかどうかを追跡する必要がある」「指定管理者主催セミナーの参加者が南館保育園と連携し、一時保育を無償で利用できることは非常に良い取組みであるが、利用実績は少ない模様。更なる広報が必要。」などがある。独自の検討委員会で指摘されたことであり、指摘されたことへの改善内容、検討内容があれば評価しやすくなると思う。

(委員)

組織の人事評価では「この項目に対してどうなればこういう評価になる」という考え方がある。労働センターの場合でも「こういう問題点が出てきて、これは指定管理者の課題。いつまでに改善を。」といったことを大阪府が提示し、できていれば○、できなければ×、とすれば、しなければならないことが明確になるのでは。「今回がA評価であっても、次回は今回と同じことをするのではなく○○を行う。」とのように、行うことを明確にすれば、府と指定管理者ともにやりやすくなるのではないか。

(委員)

「昨年こういう指摘を受けたので今年度はこういう改善を行う」との計画書が出てくれば達成度がわかるのでは。当然費用がかかるものもあるのですべて改善できるわけではないが、取捨選択をし、優先順位をつけて改善を行って行く。」となればよいのでは。

(委員)

評価項目、基準が抽象的であるので、具体的な施策を年度で比較できるようにしていただきたい。そうすることによって全体の評価がしやすくなると思う。

(委員長)

次に、Ⅲの説明をお願いします。

(事務局)

それでは、「Ⅲ 適正な管理業務の遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する項目」について説明します。

【資料3 令和元年度指定管理運営業務評価票《事務局案》「Ⅲ 適正な管理業務の遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する項目」の説明】

Ⅲについての説明は以上です。

指定管理者の自己評価内容、施設所管課の評価内容につきまして、ご指摘、ご提言、助言をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

(委員長)

Ⅲについて、委員の皆様、ご意見などはありますでしょうか？

(委員)

収入について、昨年度より良くなっているのはわかるが、利用率の目標値には達していないのでは？

(事務局)

収入について達成していれば A 評価とさせていただいている。

(委員)

光熱水費の削減などについても評価の対象としている？これによって経費削減につながっている？

(事務局)

対象です。また安価なガス契約に努めており、経費の削減につながっている。

(委員)

昨年と同時期の収入は超えている？

(事務局)

超えています。

(委員)

支出が記述されていないが、この項目は納付金をきちんと支払うことが評価になる。赤字になれば納付金を支払うことができなくなるので、この項目があるのでは？

(事務局)

37,100 千円の納付金を納めるための努力をしているか、との評価。また経費削減にも努めており、収入も微増している、との評価。

(委員)

健康診断について、問題なくなされているということか。

(委員)

指定管理者が再委託先に確認しているということだが。

(事務局)

「大阪府立労働センターの管理運営業務基本協定書 23 条」に基づき、指定管理者に対し、原則として業務の再委託を禁止し、再委託を行う際は大阪府の承諾が必要としている。その中で再委託先を確認している。

(委員)

再委託先の記述はあるが、エル・プロジェクト自体の記述は？大阪府が確認することが必要なのでは？

(委員)

評価コメントは「良い」「悪い」としたほうがよいのでは。そのほうが評価しやすいのでは。

(委員)

エル・プロジェクトがどういった確認の仕方をしているのか。イメージが湧きにくい。

(委員)

きちんとやろうとしたら膨大な時間がかかる。どのような確認をしているか聞いてみたい。

(委員)

自己評価をしているのだから、一度検証いただきたい。

(委員)

どこまで求めるのかはあるが、ある程度大阪府が納得できるよう、指定管理者にお伝えいただきたい。

(委員長)

それでは最後に、評価票全体を通して、何かご意見はありますでしょうか。

【意見なし】

(委員長)

事務局には、ただ今の議論を踏まえ、当評価委員会による「指摘・提言」に取りまとめた上で、最終的な評価票(案)を作成してください。なお、作成された評価票(案)は、速やかに、各委員にメール等で提出を求めます。

(事務局)

評価票(案)につきましては、完成次第、速やかに示させていただきます。

(委員長)

続きまして、「議題2 評価票の公表等」にまいります。

確定した評価票は最終的に大阪府において公表されますが、委員長としては事務局に、公表前に、各委員の了承を頂くようお願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

【異議なし】

それでは、そのようにお願い致します。

大阪府は当委員会で確定した評価票の指摘・提言について、「改善のための対応方針」を作成し、当委員会の評価票、議事要旨と併せて公表されるようですが、この「対応方針」について説明してください。

(事務局)

今回の評価委員会の評価内容から改善が必要と考えられる場合には、大阪府として「改善のための対応方針」を作成します。先程申し上げましたとおり、委員の皆様の指摘・提言を受けて作成する評価票をもとにした「改善のための対応方針」は、指定管理者が次年度以降の事業計画等に反映させるための資料といたします。また、評価委員会による指摘・提言がない評価項目であっても労政課として改善が必要と判断される事項がある場合には、「対応方針」を作成し公表します。

(委員長)

大阪府の作成する「対応方針」については、大阪府が作成するものでありますので、各委員の了承は不要と考えますが、当委員会の成果の一部でもありますので、事務局は、各委員に情報提供をお願いします。

本日の議題は以上です。事務局にお返しします。

(事務局)

本日の委員会はこれで終了とさせていただきます。

来年度につきましても、当センター評価委員会へご出席賜りますよう、何卒よろしく願いいたします。

来年度の評価委員会の日程調整については、事務局より別途連絡させていただきます。

(委員長)

本日の委員会はこれで終了といたします。